

第24回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月1日(火) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（3階）

3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第18号 現況証明願いについて

日程第3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時10分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、第24回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、11番・寺嶋 誠一委員、12番・牧田 日出男委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、5月26日開催の第23回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、5月27日～29日、全国農業委員会会長大会等が東京都で開催され、穀内会長が出席しております。 6月2日、大樹町家畜品評会が開催され、穀内会長が出席しております。 6月2日～6日、定例第2回町議会が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。 6月6日、第2班 辻本班長以下委員4名において、拓進地区の現況証明願いに係る現地調査を行っております。 6月9日、第1班 岩岡班長以下委員4名と会長において、生花地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。 同じく6月9日、竹内懇話会会長、岩岡懇話会副会長、穀内会長において、農業委員会懇話会役員会を開催しております。 6月12日、中島酪農祭が開催され、事務局長が出席しております。 6月17日、大樹町農業再生協議会総会が開催され、事務局長が出席しております。 6月26日、北海道農業会議第99回総会が札幌市で開催され、穀内会長が出席しております。 6月27日、第46回北海道農業者年金協議会総会が札幌市で開催され、穀内会長が出席しております。 次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。今月の報告は5件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。 また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。 次に3の農地法第3条の3の規定による受理通知についてでございます。 番号1番、■■ ■■■ ■■■氏が字■■、■筆、■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。 次に4番、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地集積計画の延長についてです。 これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画は、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行しましたが、農用地利用集積計画の共通事項では、借主と貸主と町が協議の上、三者で合意があった場合は、集積計画を延長することができますとされております。これに基づき、今回、2件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。資料2を添付しております。 最後に5のその他で6月15日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料

	3を添付しておりますので、後程、お目通し願います。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第18号、現況証明願いについて、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第18号、現況証明願いについての提案説明を申し上げます。 土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合において、土地の所有者から現況証明願いの申請があった際は、農業委員会で申請内容が妥当であるか現地調査を行い、妥当と判断した場合は、登記簿地目の変更に必要な現況証明書を発行するものです。 今回ご審議頂きます案件は1件です。内容は、登記簿地目及び農地台帳の現況地目において、畑になっている一部を畑以外に変更し、畑以外になっている一部を畑に変更するための申請となっております。 つきましては、申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よりお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ ■筆であります。登記簿地目は畑、現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であり、判定地目は畑外、利用状況は宅地であります。所有者、申請人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。 なお、現地調査につきましては、6月6日に、辻本班長 他3名により実施しております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、調査班より調査報告を求めます。 第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号1番の案件につきましては、登記地目の畑から宅地に変更するための申請であります。 現地を確認した結果、申請地は畑でしたが、農地として利用することは難しいと確認しました。よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしくお願いします
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第18号、現況証明願いについて、申請番号1番の件を採決いたします。

	本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第19号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第19号農地法第3条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。 今回審議いただく案件は、2件です。内訳は、所有権移転が1件、賃貸借が1件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■ であります。経営面積は、■■■㎡であり、売買価格は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、寺嶋誠一委員となっております。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■ ■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡のうち■■■㎡であります。 貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃料は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、三木隆志委員となっております。 別紙ではありますが、農地法第3条調査書を添付しております。 本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。 晩成地区担当委員 寺嶋 誠一委員から報告願います。

寺嶋委員	申請番号1番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。 譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号2番について、地区担当委員より調査報告を求めます。 東和地区担当委員 三木 隆志委員から報告願います。
三木委員	申請番号2番につきましては、借主希望による賃貸借となっています。 借主は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第19号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第20号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、申請番号1番から4番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第20号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定についての提案説明を申し上げます。 これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。流れとしましては、まず、市町村が集積等促進計画案を作成し、農業委員会に意見を求めます。今は、この段階です。これを受け、農業委員会は本総会にて審議し、決定した際は、農地中間管理機構に、本計画を定めることを要請します。最終的に、農地中間管理機構が本計画を決定し、市町村に対して認可申請を行うと、これをもって即日公告となり、計画が決定となります。 今回ご審議頂きます申請は4件です。内訳は、所有権の移転が4件となっております。 つきましては、計画案について、ご審議方よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から4番の内容について事務局より説明を求めま

	す。
薩田係長	申請番号1-1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。この、あっせん会議は、6月9日に岩岡班長 他3名により実施しております。 申請番号1-2番、所在、地番等、地目、面積、売買価格、あっせん会議のいずれも申請番号1-1と同様です。 譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。平成27年度農地保有合理化事業による売渡となります。 申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■ ■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。令和2年度農地保有合理化事業による売渡となります。 申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。平成27年度農地保有合理化事業による売渡となります。 申請番号1-2番、3番、4番につきましては、別紙に、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書を添付し、所有権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第5項の各要件は、全て満たされていることを報告します。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。 第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。
岩岡委員	申請番号1番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、6月9日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。ます。ご審議の程、よろしく願います。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号2番から4番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社からの売り渡しのため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし)

	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第20号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について申請番号1番から4番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （異議なし） ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、7月31日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第24回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年7月1日

会 長

委 員（ 11 番）

委 員（ 12 番）